

市からの お知らせ

- 記号の意味
- 主催者
 - 日時・期間
 - 対象・定員
 - 場所・会場
 - 講師
 - 費用(記載のないものは無料)
 - 持ち物
 - 申込方法 問い合わせ
 - 保育 保育あり
 - 手話 手話・要約筆記あり

申し込み記入例

- あて先は
各記事の申込先へ
- 住所の記載がないものは
〒181-8555
三鷹市役所〇〇課へ
- 往復はがきの場合は
返信用にも住所・氏名を
記入してください

1. 行事・事業名(希望日・コース・回)
2. 郵便番号・住所
3. 氏名(ふりがな)
4. 年齢(学年)
5. 連絡先(電話番号・ファクス番号、メールアドレス)
6. そのほか必要事項(保育・手話希望の有無など)

お知らせ

コンビニ交付 一時停止のお知らせ

戸籍総合証明システムの機器更改のため、住民票の写しなどの証明書交付サービスを一時停止します。市内の自動交付機は使用できません。

7月5日(火)・6日(水)午前6時30分～午後11時

問 市民課 ☎内線2326

調布飛行場の安全対策強化などに 係る住民説明会

都では、平成27年7月26日に発生した航空機墜落事故を受け、安全対策の強化などの説明会を開催します。

6月20日(月)午後6時30分～8時30分

所 大沢コミュニティセンター

申 当日会場へ

問 東京都港湾局離島港湾部計画課 ☎03-5320-5663

※調布市域、府中市域でも開催予定。

三鷹都市計画生産緑地地区の都市 計画変更案の縦覧と意見書の受付

◆縦覧

6月27日(月)までの平日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)

所 都市計画課(市役所5階54番窓口)

◆意見書の受付

6月27日(必着)までに意見と必要事項(上記参照)を「〒181-8555都市計画課」・「toshikeikaku@city.mitaka.ty.kyo.jp」へ

問 同課 ☎内線2811

第66回社会を明るくする運動

7月は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直りを支える運動の強調月間です。

◆広報活動

7月1日(金)午後4時～5時

所 三鷹駅周辺

※7月16日(土)・17日(日)に市役所中庭ほかで開催の「みたか商工まつり」でも活動予定(刑務作業製品の販売もあり)。

◆映画のつどい(親子映画会)「ミニオンズ」

7月27日(水)午前10時～午後1時(9時30分開場)

100人

所 クリーンプラザふじみ

申 当日会場へ(先着制)

問 地域福祉課 ☎内線2614

税金

臨時納税相談窓口を開設します

同日程で電話相談も受け付けます。

6月27日(月)～7月3日(日)の平日午後5時～7時30分、土・日曜日午前9時～午後4時30分

所 納税課(市役所2階25番窓口)

※庁舎南側スロープ下の地下1階警備室前通用口からお入りください。

◆相談・納付(納入)できる税目

市民税・都民税(普通徴収・特別徴収)、固定資産税(償却資産分を含む)・都市計画税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料

問 同課 ☎内線2433

※市職員と偽った電話・訪問が発生しています。職員は訪問時に顔写真付きの「徴税吏員証」を携帯しています。不審な場合は同課へご連絡ください。

家屋調査にご協力ください

平成29年度固定資産税・都市計画税の課税のため、家屋の現況調査を行っています。28年1月2日以降に新築・増改築した家屋は、事前に連絡のうえ、市職員(固定資産評価補助員)が間取りの確認などに伺います。

※取り壊した家屋があるときは、法務局(登記所)への届け出とともに、資産税課へもご連絡ください。

問 同課 ☎内線2364

国保・年金

会社都合による離職で国民健康保険に加入した方へ

申請により国民健康保険税が最大2年間軽減されます。

雇用先との都合で離職した65歳未満の方で、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11・12・21・22・31・32(特定受給資格者)または23・33・34(特定理由離職者)の方

※「特例受給資格者」は対象外。

◆軽減内容

離職した翌日から翌年度末までの保険料算定時に、離職者本人の前年の給与所得を100分の30とみなしたうえで、同じ世帯のほかの加入者の所得と合算して算定します。

雇用保険受給資格者証、印鑑、国民健康保険証(すでに加入している方)を保険課(市役所1階9番窓口)または市政窓口へ

問 同課 ☎内線2382

国民健康保険の高額療養費の支給

1カ月の医療費の自己負担額の合計が自己負担限度額を超えた場合は、超えた金額を申請により支給します。

◆高額療養費の計算の仕組み

①70歳未満の方は、同じ方が、同じ月に、同じ医療機関に21,000円以上支払った自己負担額を世帯単位で合計し、限度額を超えた分を払い戻します。

②70歳以上の方はすべての自己負担額から限度額を超えた分を払い戻します。

◆自己負担限度額

区分は世帯の所得によります。

①70歳未満の方＝
ア252,600円、イ167,400円、ウ80,100円、エ57,600円、オ35,400円

②70歳以上の方＝
一般12,000円、現役並み所得44,400円、低所得8,000円

※高額療養費が多数回該当した場合や入院した場合は、限度額が変わることがあります。

要件に該当する場合、医療を受けてからおおよそ3カ月後に世帯主宛てに送付する申請書に記入・押印し、直接または郵送で「〒181-8555保険課」(市役所1階9番窓口)、または市政窓口へ

※手続の際は、マイナンバーの記載・提示が必要です。

問 同課 ☎内線2387

あたたかい善意 (敬称略)

三鷹市社会福祉協議会への寄付(4月分)

●一般寄付		●一円硬貨募金	
三鷹更生愛親会	324,689円	三鷹駅前市政窓口募金箱	11,082円
下連雀第11町会	34,399円	福祉会館募金箱	5,485円
(有)大崎電工	30,000円	東明会	2,550円
北茂	16,858円	中原三葉会	2,245円
清水 孝祐	5,000円	四ツ葉ときわクラブ	589円
三鷹市ベッセルスポーツクラブ		榊原 勇	524円
河井 恵美	3,000円	山崎 慎子	498円
(株)いなげや	2,173円	三鷹市赤十字奉仕団	462円
根道 一男	2,000円	金子 哲夫	371円
廣田 一男	1,000円	匿名(3件)	11,093円
匿名(3件)	15,909円		

みなさんの寄付をまちづくりに役立てています

問 相談・情報課 ☎内線2131(寄付に関する相談)

市では、寄付をしていただいた方々のご厚意を大切にするため、趣旨に沿った事業などに活用させていただいています。平成27年度は総額31,688,008円(50件)と多くの個人、団体のみなさんからご寄付をいただきました(まちづくり協力金27,100,000円、ほっとベンチ寄付金750,000円を含みます)。三鷹中央防災公園への桜の植樹などを指定されたご寄付もいただきました。今後もみなさんからのご支援を引き続きお願いします。

※市への寄付は、所得税の寄付金控除や個人住民税の寄付金税額控除の対象になります。確定申告を行わなくても控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用する方は寄付時にマイナンバー、本人確認書類をお持ちください。